マイナンバー法に基づく地方税の賦課・徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価 第三者点検を受けての修正内容について

	指摘箇所	対応	対応理由
1	P4 システム I	「宛名システム等」が具体的にどのシステム	該当箇所は個人情報保護委員会の様式の一部で
	③他のシステムとの接続 他	を指しているのか明確になるような表記に変	あり、変更不可の箇所だったため。
		更したほうがよいとの意見だったが、修正せ	
		ず。	
2	PII システム 4	「④ 既存システム接続機能」等の表現につい	既存システムには、現在再構築中の新税務シス
	②システムの機能 他	て、「既存」を省いた表現に修正。	テムも含まれることから、既存をつけることが
			適切ではないため。
3	PII システム 15	4 情報を「4情報(氏名、住所、性別、生年月	4情報の意味を明確にすることと他の項目で記
	②システムの機能 他	日)」の表現に修正。	載している記載内容を合わせるため。
4	PI3 4特定個人情報ファイルを取り扱	既に特定個人情報ファイルの取り扱いを継続	現在も期待されるメリットとして適正な表現で
	う理由	してきているため文言の修正をしたほうがよ	あるため。
	「実現が期待されるメリット」	いとの意見だったが、修正せず。	
5	P58 2.特定個人情報の入手	住基CSオンライン端末は、住民記録システム	税務システム標準化後も引き続き使用するた
	リスクI 目的外の入手が行われるリスク	再構築後は使用しないのではないかとの意見	හ්.
	対象者以外の入手を防止するための措置の	だったが、修正せず。	
	内容		
	③住基CSの参照による取得		

	指摘箇所	対応	対応理由
6	P62 4.特定個人情報ファイルの取扱い の委託 他	特定個人情報の提供ルール 委託元と委託先間 の提供に関するルールの内容及びルール遵守 の確認方法 ③バックアップデータの遠隔地保管の場合以下を削除、「委託先における責任 者及び業務従事者の管理及び実施体制、個人情報の管理の状況について、委託先からの報告や	現在は遠隔地保管を実施していないため。 吹田市の保有する個人情報保護管理要領(業務 の委託等)第20条2に規定されている委託先 からの管理・監督の状況を発注者に対して報告 する記載がないため。
7	P3 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う 事務において使用するシステム ②システムの機能 他	実地の調査等により確認する。」を追加。 「サーバー」と表記されている箇所を「サーバ」 に修正。	表記ゆれがあったため。